

1. 転入

(1) 吹田市外からの転入

保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で転入届を提出すると、「転入学通知書」が発行されますので、転入前の中学校が発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて本校にお持ち下さい。

(2) 本校以外の吹田市立中学校からの転入

保護者が吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出すると、「転学（出）通知書」と「転入学通知書」が交付されますので、「転学（出）通知書」を在学期に提出してください。それにより、「在学証明書」と「教科書給与証明書」が交付されますので、「転入学通知書」とともに本校にお持ち下さい。

(3) 国外からの転入

保護者がパスポート及び印鑑を持参の上、吹田市役所市民課又は各出張所で転入届を提出すると、「転入学通知書」が発行されますので、その「転入学通知書」と前学校の「在学証明書」及び「教科書給与証明書」を本校にお持ちください。

2. 転出

(1) 吹田市外への転出

保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で転出届を提出すると、「転学（出）通知書」が交付されますので、本校に提出下さい。本校では、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付しますので、転入先の市区町村役所で手続きののち、転入先の教育委員会が指定した学校に提出してください。

(2) 吹田市内の他の中学校区への転出

保護者が吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出すると、「転学（出）通知書」と「転入学通知書」が交付されますので、「転学（出）通知書」を本校に提出してください。それにより、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付しますので、「転入学通知書」とともに転出先中学校にお持ち下さい。

(3) 国外への転出

保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で国外移住届（転学届）を提出すると「転学（出）通知書」が交付されます。保護者はこの「転学（出）通知書」を本校にお持ち下さい。本校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付します。

3 本校校区内の転居

保護者が本校校区内で転居し、吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出して下さい。本校への手続き等は特に必要ではありません。（後日、教育委員会学務課から本校に連絡があります。）

4. その他の転出・転入等につきましては、本校にお問い合わせ下さい。